

## 平成25年西尾市監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成25年9月10日

西尾市監査委員 手嶋英夫  
西尾市監査委員 田中弘

### 第1 請求文

#### 1 措置請求書

##### 西尾市職員措置請求書

平成25年7月12日

西尾市監査委員 手嶋英夫 殿  
同 田中弘 殿

#### 請求の要旨

西尾市長に対し、西尾市長から、別表の通り、平成24年7月30日から平成25年3月15日までの間に4回に分けて、一色消防団の団長久保田芳道始め同団各団員、吉良消防団の団長山本孝徳始め同団各団員、幡豆消防団の団長尾崎高義始め同団団員に対し、支払われた平成24年度の報酬（総額15,826,491円）のうち、同年度中一度も活動に参加していない団員に対する報酬分金272,500円について、西尾市長樺原康正に対して、別表の各団員から西尾市への返還を求めるよう措置することを請求する。

#### 請求の理由

- 1 市長は、前記各消防団の団員に対し、平成24年7月30日から平成25年3月15日までの間に4回に分けて、別表のように各団員への職務報酬を支払っている。
- 2 しかし、同年度の1年間1度も活動に参加していない団員が、一色消防団において3名、吉良消防団において1名、幡豆消防団において14名、合計18名に及ぶ。振込口座を登録していない団員に対しては未払となっていることであ

るが、口座登録済みの5名の者に対し、各々年額54,500円の報酬が支払われている。

- 3 これら、年間を通じ、消防団の活動に従事していない団員に対して報酬を支払うことは不当かつ違法であり、許されることではない。
- 4 これら、年間を通じ出席していないのに職務報酬を受領している団員5名の受領合計額は、272,500円に及ぶ。
- 5 市長は、団員の報酬については、出席状況を全く見ないで、支払っており、かつ全く出席していない団員に対して報酬の返還を求めていない。
- 6 そこで、監査委員におかれでは、西尾市長に対し、請求の要旨の通りの措置を講じるよう勧告することを求めるものである。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

#### 請求者

(代表者)

住所 西尾市●●●●●

職業 ●●●●●

氏名 ●●●●●

住所 西尾市●●●●●

職業 ●●●●●

氏名 ●●●●●

(措置請求書は、原文のまま登載した。)

#### 2 事実証明書

- ・活動なし報酬受領者（平成24年）
- ・消防団員に対する報酬支払明細（平成24年度）
- ・平成24年度歳出予算差引簿
- ・平成24年度西尾市消防団職務報酬一覧表
- ・平成24年度西尾市消防団職務報酬（平成24年8月6日現在口座登録分）
- ・支給調書
- ・H24 消防団活動報告集計表

#### 第2 監査の結果

前記の監査請求について監査した結果を、別紙のとおり請求人に通知した。

西監第39号  
平成25年9月9日

請求人代表者 ●●●● 様

西尾市監査委員 手嶋英夫  
西尾市監査委員 田中弘

### 西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成25年7月12日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第4項の規定により通知する。

記

#### 第1 請求の受付

##### 1 請求の要旨

###### (1) 主張する事実

1年間1度も活動に参加していない消防団員（以下「無活動団員」という。）が18人いる。このうち口座登録済みの5人に對し、報酬が支払われている。

###### (2) 違法又は不当とする理由

消防団の活動に従事していない団員に対して報酬を支払うことは不当かつ違法であり、許されることではない。

###### (3) 求める措置

西尾市長に対し、無活動団員に対する報酬272,500円について、各消防団員から市へ返還を求めるよう措置することを請求する。

###### (4) 提出された事実証明書

- ・活動なし報酬受領者（平成24年）
- ・消防団員に対する報酬支払明細（平成24年度）
- ・平成24年度歳出予算差引簿
- ・平成24年度西尾市消防団職務報酬一覧表
- ・平成24年度西尾市消防団職務報酬（平成24年8月6日現在口座登録分）

- ・支給調書
- ・H24 消防団活動報告集計表

## 2 請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に掲げる所定の要件を具備しているものと認められたので、平成 25 年 7 月 18 日付けで受理した。

## 第 2 監査の実施

### 1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 25 年 7 月 25 日に請求の要旨に係る補足事項について、請求人から陳述を受けた。

なお、この際新たな証拠の提出はなかった。

### 2 監査対象事項

無活動団員の確認及び報酬支給の実態を監査対象とした。

### 3 監査対象部課

消防団関連事業を所管する消防本部総務課を監査対象部課とした。

### 4 関係職員の調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、消防本部総務課に対し、関係書類の提出を求め調査をするとともに、平成 25 年 8 月 16 日に関係職員として消防長、消防次長兼総務課長、消防本部総務課主幹から事情聴取した。

## 第 3 監査の結果

### 1 消防団員に対する報酬支給の実態

#### (1) 報酬の支給方法

消防団員への報酬支給は、西尾市消防団条例に従い、役職別に決められた報酬額を団長や分団長への一括現金支給の方法が長年行なわれてきたが、平成 24 年度から、口座振込同意書の提出があった団員の個人口座へ直接振込む方法に変更している。

また、口座振込同意書の提出がない団員については、提出があった都度その口座へ振込むこととしていた。

なお、年度末までに口座振込同意書の提出がない場合、平成 25 年 3 月の消防長決裁により、支給しないこととしている。

しかし、このいずれの場合においても、団員の活動の有無についての確認は一切行なわれていなかった。

## (2) 報酬の支給状況

平成 24 年度の報酬支給は、「西尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」第 6 条の支給日の特例により、次表のとおり支給されていた。

支 給 日	期 間	人 員	金 額
平成 24 年 7 月 30 日	4 月～ 6 月分	256 人	3,881,494 円
平成 24 年 8 月 20 日	4 月～ 6 月分	6 人	82,475 円
平成 24 年 11 月 15 日	7 月～ 9 月分	261 人	3,944,918 円
平成 25 年 2 月 8 日	10 月～ 12 月分	261 人	3,952,088 円
平成 25 年 3 月 15 日	1 月～ 3 月分	261 人	3,951,891 円
平成 25 年 3 月 19 日	7 月～ 9 月分	1 人	13,625 円
合 計			15,826,491 円

## 2 無活動団員に対する報酬の支給状況

### (1) 無活動団員の確認

分団長が全ての団員の活動状況について、日時、単位、内容などを正確に記した記録に基いて、消防本部が取りまとめた「消防団活動報告集計表」を調査したところ、請求のとおり 18 人の無活動団員を確認した。

### (2) 報酬の支給状況

上記の無活動団員に対する平成 24 年度の報酬の支給状況は、18 人のうち口座登録同意書を提出していた班長 1 人と団員 4 人の計 5 人で、班長 57,400 円、団員 54,500 円の計 275,400 円であった。

## 3 無活動団員の報酬に対する消防本部の対応

### (1) 平成 23 年度の監査請求に対する措置

平成 23 年度の報酬支給については、平成 25 年 3 月 21 日付け住民監査請求に対する平成 25 年 4 月 30 日付け西監第 135・137 号で勧告の決定を受けた消防本部は、報酬を受け取った無活動団員に対し、直ちに自主返還を指示し、それらの全員から徴収したうえで、支給した報酬を市に返還している。

### (2) 平成 24 年度の報酬に対する措置

平成 24 年度の 5 人の無活動団員の報酬について、上記勧告を受けた時点で、既に支給済みであったので、消防本部は、自主的に回収に取り掛かり、次表のとおり現在回収中である。

(平成 25 年 8 月 16 日現在)

	分団名	支給済報酬額	内源泉徴収額	返還済報酬額	未回収額	備考
1	幡豆第 1	54,500 円	1,650 円	54,500 円	0 円	全額回収済
2	幡豆第 2	57,400 円	1,738 円	1,738 円	55,662 円	分割払いにて回収中
3	幡豆第 2	54,500 円	1,650 円	54,500 円	0 円	全額回収済
4	幡豆第 2	54,500 円	1,650 円	13,650 円	40,850 円	分割払いにて回収中
5	幡豆第 2	54,500 円	1,650 円	54,500 円	0 円	全額回収済
		275,400 円	8,338 円	178,888 円	96,512 円	

※ 源泉徴収額については、市人事課を通じすべて返還された。

### (3) 平成 25 年度の報酬に対する措置

平成 25 年 7 月 1 日付け市長決裁で、平成 25 年度の消防団員報酬の取扱いについて、「四半期ごとに活動を確認し、無活動であった場合は報酬を支給せず、活動が確認できた時点で未払いを含め支給する」ことを決定していた。

## 第 4 監査委員の判断

「1 年もの長い間、何も活動しなかった団員に対して報酬を支払っていた行為は、市民感覚から到底許されるものではない」とする監査委員意見を真摯に受止めた消防本部は、この勧告を十分尊重し、監査結果で述べた消防本部の対応のとおり、また、請求人の意図するところを含め、消防団組織全体が概ねあるべき姿に戻りつつあると見受けられる。

無活動団員などの問題は、長年続いた良き伝統の中のそれぞれの地域事情から生じた影の部分の産物であり、今回合併を契機としていろいろな事例が明らかとなつたが、いずれも、それなりに是正されつつあることは、消防本部を始め消防団員及び関係者それぞれの自浄努力のお陰であると考える。

消防団員各人が特別職の公務員であるという誇りを忘れることなく、今後、ことに当たっては、常にコンプライアンスを念頭に置き、「自分たちのまちは自分たちで守る」という消防団員固有の郷土愛と厳しい訓練で培われた固い絆をもって、市民の期待に応えていただきたい。

また、今回の問題となった一連の出来事についても、一刻も早い鎮火を期待するものである。

## 第 5 結論

以上の判断により、西尾市長に対し、無活動団員に対する報酬を、各団員から市へ返還するよう求めることを請求した請求人の主張に、理由があると認められないので、本件請求を棄却する。